

三重県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会が保有する個人情報の保護に関する  
規程

平成20年3月26日選挙管理委員会告示第6号

三重県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年三重県後期高齢者医療広域連合条例第7号）の規定に基づく選挙管理委員会が保有する個人情報の保護については、三重県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規則（平成19年三重県後期高齢者医療広域連合規則第8号）に定める例による。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。